

## 粗大ごみ収集運搬処分業務仕様書

### 第1 総則

本仕様書は、一戸町が令和7年度において業務委託する旧校舎跡の粗大ごみ収集運搬処分業務について定める。

### 第2 収集運搬及び処分する廃棄物

- (1) 旧校舎解体に伴い発生した一般廃棄物及び産業廃棄物を収集運搬し処分施設で適正に処分すること。
- (2) 旧校舎解体に伴い発生した産業廃棄物のうち、フロン類の回収を必要とする機器類がある場合については、フロン排出抑制法に従い適正に処分すること。
- (3) 廃棄物の種類
  - ① 什器・備品  
旧校舎跡に残置している事務机、書庫、椅子など全てが対象
  - ② 電気製品類  
旧校舎跡に残置している電気製品類全てが対象  
※ 家電リサイクル法で定められた家電品含む。  
※ 受注者にて家電リサイクル券を用意することとし、リサイクル券に関する費用は本業務に含むものとする。
  - ③ その他  
旧校舎跡に残置している一般廃棄物、廃プラスチック類、金属くず、木くず、汚泥、及びガラス陶磁器くず類等全てが対象
- (4) 廃棄物保管場所  
旧平糠小中学校跡地（二戸郡一戸町平糠字東30番地2）

### 第3 業務の遂行に係る許可等

受託者は、監督長官が交付する許可事項に変更があったときは、遅滞なく変更後の許可証の写しを委託者に提出すること。

なお、本業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守すること。

### 第4 収集運搬業務

- (1) 業務の対象は、旧平糠小中学校跡地に存在する全ての一般廃棄物及び産業廃棄物とする（対象積載箇所は別途指示）。
- (2) 廃棄物の分別、収集運搬の計画は、概ね令和8年1月19日（月）を目途に完了するものとし、委託者と受託者で協議の上、期日を定める。
- (3) 処分費又は運搬費の総額が、当初概算数量によるそれぞれの総額を超過する見込みとなった場合は、委託者に協議すること。
- (4) 廃棄物の収集量が確定した時点で、受託者は収集量及び収集運搬車両の使用台数について、報告書（様式任意）を提出し、委託者の確認を受けること。

## 第5 処分業務

受託者又は受託者が指定する処分業者が行うものとする。

なお、受託者が指定する処分業者が中間処分業務を行う時は、委託者は受託者が指定する業者と処分業務についての契約書を取り交わすものとする。

## 第6 収集運搬及び処分に係る委託料の支払いについて

- (1) 委託者が受託者に支払う委託料は、収集運搬及び処分に至るまでの一切の経費であり、受託者はそれぞれの処分業者に対し、処分に係る手数料を支払うこと。
- (2) 運搬費又は処分費の総額が、当初概算数量によるそれぞれの総額を超過する見込みとなった場合は、委託者と協議すること。

## 第7 事業完了の報告

- (1) 受託者は、業務終了後、完了報告書を委託者に提出すること。
- (2) 産業廃棄物については、廃棄物処理法の規定に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）をその都度、委託者あて提出すること。  
なお、マニフェストは業務委託料に含み、乙が甲に必要数量提供すること。
- (3) 本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上、委託者の指示に従い、実施すること。

## 第8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項でも、業務遂行上又は技術上当然必要と認められる事項については、全て受託者の責任において行うこと。
- (2) 業務の安全については、十分注意して行うこと。受託者は、現地作業責任者を定め、事故等が発生した場合は、速やかに一戸町学校教育課の担当者へ報告すること。
- (3) 廃棄物については、飛散・流失しないよう、十分注意すること。
- (4) 本業務で知り得た機密事項について、第三者へ漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。